**木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**令和６年４月**

**木更津市市長公室シティプロモーション課**

**木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

**１　目　的**

本市では、国から木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域再生計画の認定を受け、地方創生の加速化や新たな財源の確保等に向けて、幅広い分野の事業を対象とし、企業版ふるさと納税による寄附の獲得を目指している。

寄附獲得に向けた取組における課題として、寄附見込企業の新規開拓が挙げられ、例えば、九州や北海道など遠方の民間企業へのアプローチが困難であるのが現状である。

　　本業務は、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、特に遠方に所在し、寄附を行う見込みのある民間企業に対し、効果的なＰＲ活動を行っていただくことで、より多くの企業版ふるさと納税による寄附を獲得することを目的とする。

**２　委託概要**

　⑴　委　託　名　　木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

　⑵　委託の内容　　別紙「木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

　⑶　履行場所　　木更津市富士見１－２－１　木更津市役所

　⑷　履行期間　　契約締結日から令和７年３月３１日まで

　⑸　委　託　料　　　１，３２０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、業務の最大規模を示す額である。

※委託料は寄附見込み企業への働きかけに係る費用を含むものとする。

※支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

※委託料を超えることが見込まれる場合は、可能な範囲において、補正予算措置等必要な対応を講じるものとする。

**３　契約の方法**

　　公募型プロポーザル方式による随意契約とする。本業務は、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、特に遠方に所在し、寄附を行う見込みのある民間企業に対し、効果的なＰＲ活動を行っていただくことで、より多くの企業版ふるさと納税による寄附を獲得することを目的としており、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争だけでは事業者の優劣を判断できない。また、企業版ふるさと納税マッチング支援業務を他の地方公共団体から受注した実績を有する者や業務遂行の可能な者が複数存在することが確認できており、広く提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザルを行い、受託候補者を特定する。

なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する「木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

**４　参加資格要件**

⑴　単体企業として参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

　なお、本市との契約締結までの間に参加資格要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

　　①　木更津市入札参加資格者名簿に登載された者。

　　②　本市との契約締結までの間に、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱 の規定による指名停止措置を受けていない者。

　　③　地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の事項に該当しない者。

　　　ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者、又は 受注者を 決定する前６か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

　　　イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

　　　ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

　　④　木更津市税（ただし、木更津市内に事業者がある場合に限る）、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

　⑵　共同企業体として参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、共同企業体を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

　　①　代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

　　②　代表構成員及び構成員は、４⑴①から④をすべて満たすこと。

　　③　代表構成員及び構成員を変更することはできない。

　　④　参加意向申出書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加意向申出書の提出時に添付すること。

**５　実施スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| ⑴　事業公告 | 令和６年４月２４日（水）ＨＰ公開 |
| ⑵　質問の受付期限 | 令和６年５月２日（木）午後５時まで |
| ⑶　質問の回答期限 | 令和６年５月８日（水） |
| ⑷　参加意向申出書の提出期限 | 令和６年５月１０日（金）午後５時まで |
| ⑸　提案資格確認結果通知 | 令和６年５月１５日（水） |
| ⑹　企画提案書等の提出期限 | 令和６年５月２０日（月）午後５時まで |
| ⑺　見積書提出期限 |
| ⑻　選定委員会  （プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和６年５月２３日（木）午後１時３０分から |
| ⑼　審査結果通知 | 令和６年５月下旬 |
| ⑽　契約締結予定 |

※実施スケジュールについては、変更することがある。

**６　参加意向申出**

　⑴　提出書類

・木更津市税（ただし、木更津市内に事業者がある場合に限る）、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないことがわかる納税証明書等の写し（発行後３カ月以内）　１部

・会社概要（パンフレット可）※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。1部

①　単体企業：参加意向申出書（第1-1号様式）１部

②　共同企業体：参加意向申出書（第1-2号様式）及び共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）各１部

　⑵　提出期限

令和６年５月１０日（金）午後５時まで（必着）。

　　　※各日午前８時３０分～午後５時（但し、土・日・祝日は除く。）

　⑶　提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

**７　質問及び回答**

　⑴　質問方法

　　　本プロポーザルに係る質問は、電子メールにより、質問書（第２号様式）を、以下に示す事務局宛に提出すること。提出後は事務局担当者に電話にて連絡すること。

　⑵　質問の受付期間

　　　令和６年４月２４日（木）から令和６年５月２日（木）午後５時まで（必着）。なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

　⑶　回答方法

　　　質問に対する回答は、令和６年５月８日（水）までに全質問に対する回答を一括して市ホームページ上で公開する。

８　提案資格確認結果の通知

市は、プロポーザル参加意向申出書の内容について、「4.参加資格要件」により提案資格を満たしているか確認し、令和６年５月１５日（水）までに参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかったものに対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

**９　企画提案等の方法**

⑴　提出期間

令和６年５月１５日（水）～令和６年５月２０日（月）午後５時まで（必着）。

※各日午前８時３０分～午後５時（但し、土・日・祝日は除く。）

※提出期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切しない。

　⑵　提出方法

　　事務局へ持参又は郵送とする。

　⑶　提出書類

　　①　提案書　紙媒体　１０部提出（正本１部、副本９部、正本は代表印を押印する。また、副本は事業者名が特定できる表現を記載しないこと。）

　　②　見積書　１部提出（様式は任意とし、代表者印押印のうえ、提出する。）

※成功報酬割合及びその積算根拠等がわかるように内訳を記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額による契約を確約するものではない。

　　③　電子データ（プレゼンテーションに使用する場合のみ）

　　　　Microsoft Office Power Point 2019のソフトで対応できるもの。

　　　　なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。事業者名が特定できる表現を記載しないこと。

　⑷　プレゼンテーションの順番

　　　本市が提案書を受理した事業者順に実施する。

　⑸　提案書等の作成について

　　①　次の項目について記載すること。

* 本業務に関する考え方
* 業務実施体制
* 業務実施スケジュール
* 支援内容
* 営業対象企業の選定方法
* 営業方法
* 事業実績（可能な範囲で、自治体名、業務内容、期間、実績額等を記載すること。）
* その他追加提案

　　②　提案書は、Ａ４、縦版、左綴りで両面印刷し、添付書類がある場合は、提案書の最後につけること。

　　③　提案書は、添付書類も含めページ番号を付し、簡易製本した物とすること。

　　④　専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。

　　⑤　提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

　⑹　提出上の留意事項

　　①　提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。

②　提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

③　提出書類の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

**１０　書類の提出先（事務局）**

　　参加意向申出書及び提案書等の提出先

〒２９２-８５０１

木更津市富士見一丁目２番１号　木更津市役所駅前庁舎　市長公室シティプロモーション課

電　話　０４３８－２３－７４６０

E-mail　[promo@city.kisarazu.lg.jp](mailto:promo@city.kisarazu.lg.jp)

**１１　プレゼンテーションの実施**

　　「選定委員会」において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

　⑴　開催日　　令和６年５月２３日（木）

　　　　　　　　（開始時間、会場は、参加事業者あてに後日電子メールにより通知）

　⑵　内容　　　１事業者３０分程度

　　　　　　　　（２０分以内：プレゼンテーション、１０分：質疑応答）

　⑶　出席者

①　単体企業：各事業者３人以内とし、そのうち１人は、受託した場合の窓口となる担当者とする。

②　共同企業体：共同企業体を１社とみなし、出席者は実施体制に関する業務責任者、若しくは担当者を含めて３人以内とする。また、出席者の中には代表構成員の担当者を含めること。

　⑷　その他

①　プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする（パソコンには、Microsoft Office Power Point 2019をインストール）。

**１２　受託候補者の選定**

　⑴　選定委員会

　　　木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会設置要領に基づき開催する、「選定委員会」の審査によって決める。

　⑵　選定方法

　　　提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、最も優れた事業者を選定し、受託候補者として決定する。選定方法は、公募型プロポーザル方式であり、事務局が事業者の提案書に基づき、「見積価格」の審査項目について書類審査を行い点数化する。そのうえで、選定委員会の委員６名が後述する審査項目に基づき、提出された提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて審査し点数化する。

各審査項目の合計点が最も高い事業者を受託候補者とし、合計点が２番目に高い事業者を準受託候補者とする。審査結果において、複数事業者が同点となった場合は、委員個人の合計点が高い人数の多い事業者を受託候補者とし、さらに同点の場合は、「見積価格」の点数が高い事業者を受託候補者に選定する。

参加した事業者が１者であった場合は、出席委員の合計点の平均が５６点以上であり、かつ、出席委員の過半数の承認を得ることにより、受託候補者として選定する。

⑶　審査基準及び審査項目

① 審査基準

提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員が上記「⑵　選定方法」に基づき総合的に判断して受託候補者を選定する。

② 選定に係る審査項目及び審査のポイントは、次項のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 評価の観点 | 配点 |
| 1 | 業務理解 | 企業版ふるさと納税制度について深く理解し、本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか。 | 10 |
| 2 | 業務遂行能力 | 他自治体における類似業務の受注実績があるか。 | 20 |
| 3 | 実施体制 | 本業務を遂行するための適切な体制が整っているか。 | 20 |
| 4 | 価格 | 提案内容に対して適切な見積金額（委託料率）となっているか。 | 20 |
| 5 | 独自性 | 提案者の独自のノウハウやネットワーク、自社ならではの強みを活かした、寄附を最大化させるための有効な手法が提示されているか。 | 30 |
| 合　　計 | | | 100 |

**１３　審査結果通知**

　　審査結果については、令和６年５月下旬までに参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては、一切応じない。

**１４　受託候補者選定後の委託契約手続き**

　⑴　企画提案書の内容について、市と受託候補者との協議により仕様を調整し、業務内容を決定後、木更津市財務規則（昭和６２年規則第１号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から再度、見積書（企画提案書等の提出時の見積書と別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとする。

　⑵　上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定審査要領による準受託候補者と協議を行うものとする。

**１５　失格要件**

　　申出書又は企画提案書等が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

　⑴　提出期限が守られなかった場合。

　⑵　虚偽の内容が記載されている場合。

　⑶　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

　⑷　その他、本要領の内容に違反する場合。

**１６　その他**

　⑴　提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。

　⑵　本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。

⑶　提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。

　⑷　提出された参加意向申出書及び提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。

　⑸　参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合又は提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、失格とみなす。

　⑹　本プロポーザルにより決定した事業者は、本業務の主たる部分を再委託してはならない。

　⑺　本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。

　⑻　受託者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

　⑼　その他、本要領及び仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定めるものとする。